

次の建設業許可をお持ちですか？

- ・土木工事業
- ・建築工事業
- ・とび、土工工事業

NO

500万円以上の工事を請け負いますか？

NO

登録が必要です。

今お持ちの許可で解体工事を実施できます。
(登録は不要です)

YES



YES



登録は、工事を行う都道府県ごとに行ってください。その際、次の要件を満たさなければなりません。

- ①不適格要件に該当しないこと(2年以内に登録を取り消された者でない等)
 - ②技術管理者を選任していること
- 技術管理者は、下記1)の実務経験か2)の資格を有していなければなりません。

1 実務経験者

学 歴	実務経験年数		[甲] 建設業許可
	2年	3年	
一定の学科 ^{注1)} を履修した大学・高専卒業者	1年	3年	[甲] 建設業許可
一定の学科を履修した高校卒業者	4年	5年	
上記以外	8年	10年	

注1)一定の学科とは、土工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科。

注2)講習については、(社)全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技術講習。

注3)解体工事施工士試験は、(社)全国解体工事業団体連合会が実施する試験。

2 有資格者

資格・試験名	種 別
建築業法による技術検定	一級建設機械施工
	二級建設機械施工(「第一種」、「第二種」)
	一級土木施工管理
	二級土木施工管理(「土木」)
建築業法による技術検定	一級建築施工管理
	二級建築施工管理(「建築」、「躯体」)
技術士法による第二次試験	技術士(「建設部門」)
建築士法による建築士	一級建築士
	二級建築士
職業能力開発促進法による技能検定	一級とび・とび工
	二級とび+解体工事経験1年
国土交通大臣が指定する試験	二級とび工+解体工事経験1年
	解体工事施工士試験合格者 ^{注3)}